

小城市告示第42号

小城市都市計画に関する有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 市の都市計画に関する諸計画、方針等の策定（見直しを含む。）にあたり、幅広い視点から意見を求めるため、小城市都市計画に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について委員から意見を聴き、又は委員との意見交換を行う。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域に関する事項
- (2) 都市計画法第18条の2の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）に関する事項
- (3) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づく立地適正化計画に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(部会)

第3条 有識者会議には、次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に定める事項について、意見を述べるものとする。

- (1) 用途地域部会 用途地域に関すること
- (2) 都市計画マスタープラン部会 都市計画マスタープランに関すること
- (3) 立地適正化計画部会 立地適正化計画に関すること

(組織)

第4条 各部会は、別表に掲げる委員数以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者とし、市長が指名する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 各分野における団体の推薦する者

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 各部会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 各部会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が委員のうちから指名する。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 有識者会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。ただし、最初の会議は、市長が招集する。

2 有識者会議は、委員以外の関係者を会議に出席させ、職務遂行に必要な意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 有識者会議は、公開とする。

(庶務)

第9条 有識者会議の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。
(小城市都市計画マスタープラン策定検討委員会設置要綱の廃止)
- 2 小城市都市計画マスタープラン策定検討委員会設置要綱（平成19年
小城市告示第67号）は、廃止する。

別表（第 4 条関係）

部会名	委員数
用途地域部会	20人以内
都市計画マスタープラン部会	18人以内
立地適正化計画部会	20人以内